

# 社団法人日本技術士会 提携 神奈川県技術士会細則

(平成元年 10 月 14 日制定)  
(平成 8 年 6 月 14 日一部改定)  
(平成 9 年 1 月 11 日一部改定)  
(平成 10 年 1 月 10 日一部改定)  
(平成 10 年 2 月 7 日一部改定)  
(平成 10 年 4 月 4 日一部改定)  
(平成 12 年 4 月 1 日一部改定)  
(平成 13 年 6 月 13 日一部改定)  
(平成 14 年 6 月 27 日一部改定)  
(平成 15 年 6 月 20 日一部改定)  
(平成 16 年 6 月 22 日一部改定)  
(平成 19 年 6 月 14 日一部改定)  
(平成 21 年 6 月 19 日一部改定)

(名称)

## 第 1 条 欠文

- 2 本会は業務遂行のため、事務局を(〒231-0023)横浜市中区山下町1番地(財)シルクセンター国際貿易観光会館 M2F (TEL 045-210-0337 FAX 045-210-0338)に置く。

(会員)

## 第 2 条 本会に入会を希望する者は、入会申込書及び所要事項を記入した本会所定の業務経歴書を本会会長宛に提出するものとする。

- 2 会員は、文書、名刺等に「社団法人日本技術士会 提携 神奈川県技術士会会員」又は「神奈川県技術士会会員」を表示する場合は、正会員、準会員、賛助会員の区別を表示し、所有する資格名称を明示しなければならない。
- 3 欠文
- 4 特別会員は、神奈川県技術士会の運営に特に功績のあったもので、会長を3期6年以上或いはこれに準じる功績のあったものを、理事会が推薦し、総会で承認されたもの。
- 5 顧問は、神奈川県技術士会の運営に特に功績のあったもので、理事又理事経験者で理事会の承認を得た者とする。

## 第 3 条 前条に関し、本会事務所の所在地と自己の事務所所在地とを、混同しないよう明記しなければならない。

## 第 4 条 準会員が技術士資格を取得し、日本技術士会正会員になったときは正会員に編入する。

## 第 5 条 賛助会員は1社又は1企業あたり2名を、総会及び本会が主催する行事(見学会、講習会等)に参加することができる。

(会費)

## 第 6 条 本会会員の会費は次の通りとする。

- (1) 入会金：5千円
- (2) 正会員：年会費1万円
- (3) 準会員：年会費1万円
- (4) 賛助会員：〃2万円以上
- (5) 特別会員：会費免除

- 2 会員の休会が理事会で承認された時の会費等の扱いは次の通りとする。
- (1) 会報等の送付を希望する時の休会会員年会費は、それぞれの年会費の半額とする。希望しない時の休会会員年会費は1千円とする。ただし、休会の期間は3年単位とし、予めその都度3年間の休会会員年会費を休会申込み時に納入する。
  - (2) 会に再入会する時の入会金は、無料とする。
  - (3) 休会中の会員は神奈川県技術士会の会員であることを名乗ることはできない。ただし、会員名簿には休会会員として登録する。

(役員選出基準)

第7条 会長及び副会長は技術士法による同一技術部門より複数選出することはできない。ただし、同一人が複数の部門に登録しているときは、そのうちの一つの部門が他と重複していても差支えない。

第8条 役員選挙の選挙権及び被選挙権は、選挙年の1月1日時点で本会在籍の会員のうち

- ① 選挙権にあつては、当該会員に
  - ② 被選挙権にあつては、当該正会員に
- 与えられるものとする。

第9条 欠文

(選挙方法)

第10条 選挙管理委員会は理事会が理事及び会計監事選挙事務を必要としたとき設置し、選挙事務完了の時点で記録を新しく発足した理事会に報告し、解散する。

第11条 選挙管理委員は、選挙管理委員長が理事及び会計監事を含む会員の中から若干名選出し、理事会の承認を得て決定する。ただし、会長及び副会長は除くものとする。

- 2 選挙方法の具体的な手順は、役員選挙管理要領による。

第12条 欠文

第13条 欠文

第14条 欠文

第15条 欠文

第16条 選挙管理委員会は、役員選挙管理要領により確定した理事及び会計監事の候補者リストを作成して理事会に提出し承認を受ける。

第17条 任期途中で退任した理事又は会計監事の補充を行う場合は、先の選挙時の次点者を優先として理事会の議決により決定できるものとする。ただし、次回の総会で報告されなければならない。

- 2 この場合の補充者の任期は前任者の残りの期間とする。

(決議)

第18条 本会理事会は原則として毎月第一土曜日の午前中とする。

- 2 総会、理事会及びその他重要な会議での提案・討議は、原則として適切な資料

を基に行うこととする。又、議事録には提出された重要な資料名を記し、又当該資料と共に保管するものとする。

3 総会及び理事会の委任状は、書面による他、FAXによることもできる。

(委員会活動)

第 19 条 本会の活動を有効活発に行うため、本会に次の委員会、交流会及びプロジェクトセンターを置く。

(1) 会規委員会

(2) 総務委員会

(3) 企画委員会

(4) 広報委員会

(5) 業務委員会

(6) 情報交流会

(7) プロジェクトセンター

なお他に必要を生じた場合は、理事会の議決により、この他の委員会を設置することができる。

2 各委員会の委員長は、理事会が理事の中から委員長を選出する。

3 委員長は委員を本会会員より選任し、理事会で承認を得る。

4 総会、新年会等の運営は次の分担で実施する。

(1) 総務委員会：開催の実務

(2) 企画委員会：講師の推薦

(3) 広報委員会：要旨集の発行

第 20 条 会規委員会は会規・細則の制定・改廃の立案を行う。なお、各委員会並びにその下部組織が規約等を制定・改廃した時は、速やかに会規委員会に制定・改廃した規約等を提出・説明し、会規委員会はその内容を掌握しておくこととする。

第 21 条 総務委員会は本会の運営に関して内外に対する事務局の役割を果たすとともに本会の公益事業会計(一般会計と称する)を担当する。

第 22 条 企画委員会は本会の行う行事の計画立案を行う。なお、行事の実施はそれぞれ実行委員会等の組織を結成して、それが担当する。

第 23 条 広報委員会は機関紙の発行、その他外部への本会の広報宣伝の資料作成等を担当する。

第 24 条 業務委員会は技術士業務の開拓及び斡旋及び関連する事業の推進をはかるとともに、本会の収益事業会計を担当する。

第 25 条 業務委員会は、技術士業務の斡旋に関しては別に定める「神奈川県技術士会業務斡旋規定」によって実施する。

2 新しく業務を開拓し、本会に業務を斡旋した本会及び本プロジェクトセンター会員に対しては、受注額の 10%を還元するものとする。

第 26 条 本会に情報交流会を置き、本会の担当理事が、関係役員の同席の下、本会会員に対し本会及び本プロジェクトセンターに関する情報の伝達及び技術士業務の斡旋のために情報交流会を開催し、本会会員の技術士業務の発展をはかる。

第 27 条 各委員長は理事会に夫々の委員会の活動状況を報告し、その了承を受け、又活

動方針の指示を受ける。

第 28 条 各委員会には必要に応じ、さらに細分化された事項を審議・担当する小委員会を設置することができる。

第 29 条 委員会・小委員会は、委任状を含め構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決することができる。

第 30 条 委員会の委員の任期は、選挙管理委員会及び倫理委員会を除き 2 年とする。

(プロジェクトセンター)

第 31 条 技術士業務の開拓及び積極的推進のためにプロジェクトセンターを設置する。

2 プロジェクトセンターは、必要により、「神奈川県技術士センター」と呼称することができる。

第 32 条 プロジェクトセンターの運営の詳細は、別に定める「プロジェクトセンター規約」及び「プロジェクトセンター規約細則」による。

第 33 条 新しく業務を開拓し、本会に業務を斡旋した本会及び本プロジェクトセンター会員に対しては、受注額の 10%を還元するものとする。

(倫理委員会及び倫理要綱)

第 34 条 倫理委員会は必要に応じて理事会が設置し、委員長及び委員を任命する。又、任務完了と同時に解散するものとする。

第 35 条 倫理委員会は公正、中立を旨として別に定める神奈川県技術士会倫理要綱に基づいて審議を行う。

以上